

石川県公報

平成24年3月16日

第12475号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		目 次		
家畜伝染病の発生の届出	(農業安全課)	1	大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (経営支援課)	5
保安林の指定予定	(森林管理課)	1	基本測量終了公告 (監理課)	5
県道の区域の変更	(道路整備課)	2	入札公告 (教育委員会事務局)	5
県道の供用の開始	(同)	2	教育委員会	
入札公告	(空港企画課)	2	石川県立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則	7
特定非営利活動法人の設立認証申請公告	(県民交流課)	4	石川県市町立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則	8

告 示

石川県告示第124号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、家畜伝染病の発生について次のとおり届出があった。

平成24年3月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

病名	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生数	発生日	発生地
ヨーネ病	牛	疑似患畜	3頭	平成24年3月6日	能登町

石川県告示第125号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成24年3月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 保安林予定森林の所在場所
珠洲市狼煙町イ部210の1、211の1、212の1、ウ部16の1
- 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び珠洲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成24年3月16日から同年4月3日まで縦覧に供する。

平成24年3月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
小松鶴来線	下記区間を道路区域に編入する。				石川土木総合事務所維持管理課
	能美市岩本町ワ36番1地先から 白山市鶴来大国町才144番9地先まで		11.00～28.40	304.0	
金沢鶴来線	白山市鶴来大国町ホ70番1地先から 白山市鶴来大国町才144番9地先まで	旧	7.20～34.80	97.2	"
		新	19.30～40.10	97.2	
白山公園線	白山市白峰16号2番2地先から 白山市白峰16号1番1地先まで	旧	4.00～23.60	466.8	"
		新	10.00～31.10	466.8	

石川県告示第127号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成24年3月16日から同年4月3日まで縦覧に供する。

平成24年3月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
白山公園線	白山市白峰16号2番2地先から 白山市白峰16号1番1地先まで	平成24年3月16日	石川土木総合事務所維持管理課

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成24年3月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

- 業務名
能登空港消防業務委託
- 業務場所
輪島市三井町洲衛地内
- 業務概要
能登空港及びその周辺地域における空港消防業務
- 業務実施期間
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この業務の入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）及び平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札

及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請時期及び方法等(平成11年石川県告示第653号)に基づき、平成23年度において競争入札資格を有すると認められた者(以下「競争入札参加資格者名簿登載者」という。)で、次に掲げる条件の全てに該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請書の提出期限の翌日からこの業務の入札の日までの期間に、石川県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 役員(役員として登記または届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員、または暴力団関係者(暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。)と認められる者でないこと。
- (5) 次の要件を全て満たす者であること。
 - ア 空港消防業務を営む者であること。
 - イ 配置予定者等に係る事項
 - a 常時5名の要員を配置することとし、労働基準法を厳守した人員を確保すること。ただし、上記については1年以上の空港消防業務の経験を有する者を1名以上配置すること。
 - b 全員が大型運転免許を有し、うち大型化学消防車の運転経験のあるものを常時2名以上配置すること。
 - ウ 前任者が行う事務引継ぎ及び習熟訓練を受講すること。
 - エ 空港における消防上の事故に対して、十分な保証能力を有する者であること。

3 入札者に要求される義務等

入札者は、入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料(以下「入札参加資格確認申請書等」という。)を次のとおり提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 提出場所
4(1)の提出場所とする。
- (2) 提出期限
平成24年3月23日(金)午後5時まで(期限内必着とする。)
- (3) 提出方法
持参とする。
- (4) 入札参加資格確認の結果通知
入札参加資格の結果は平成24年3月26日(月)正午までに通知する。
- (5) 入札参加資格否認の理由説明
 - ア 入札参加資格がないと認められた者は、石川県知事に対し、その理由の説明を求めることができる。
 - イ アの説明の請求は、平成24年3月26日(月)午後4時までに行わなければならない。
 - ウ アの説明は、平成24年3月26日(月)午後5時までに行う。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所及び入札説明書の交付場所
郵便番号 929 - 2392 石川県輪島市三井町洲衛10部11番1
石川県能登空港管理事務所 業務係
- (2) 入札説明書の交付方法等
 - ア 入札説明書の交付方法
(1)の場所において書面により交付する。
 - イ 入札説明書の交付期間
平成24年3月16日(金)から同月26日(月)まで、石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く、午前9時から午後5時まで
 - ウ 入札説明書に対する質問の受付期間及び方法

平成24年3月16日(金)から同月26日(月)までの県の休日を除く、午前9時から午後5時までの間に、書面(様式は、任意とする。)を石川県知事に対して持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

エ 質問に対する回答の閲覧期間及び閲覧場所

平成24年3月16日(金)から同月26日(月)までの県の休日を除く、午前9時から午後5時までの間、(1)の場所において閲覧に供する。

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成24年3月28日(水) 午後1時30分から

イ 場所 石川県奥能登行政センター 1階入札室

(4) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

5 入札保証金及び契約保証金

免除

6 落札価格

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、入札心得、仕様書、入札説明書等を熟覧の上、入札しなければならない。

(2) 入札参加者は、金額を明示した見積内訳書を持参し、提出しなければならない。

(3) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、4(3)に定める入札の日時及び場所に集合すること。

8 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続き等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者の入札書は、無効とする。

9 契約書作成の要否

要

10 落札者決定予定日

平成24年3月28日(水)

11 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

12 問い合わせ先

石川県能登空港管理事務所 業務係

郵便番号 929 - 2392 輪島市三井町洲衛10部11番1

電話番号 0768 - 26 - 2100

特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成24年3月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

平成24年3月6日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 うちなだ花づくり協議会

3 代表者の氏名

伊戸川 博

4 主たる事務所の所在地

河北郡内灘町字大清台133番地

5 定款に記載された目的

この法人は、河北潟放水路周辺一帯に対して、花畑、花づくりに関する事業を行い、内灘町のまちづくりに寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成24年3月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カーマホームセンター新小松店、ケーズデンキ小松店
小松市沖周辺土地区画整理事業施行地内27街区75番地

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
公告日 平成23年11月8日

3 市町村の意見の概要

市町村名 小松市
意見の概要 特になし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成24年3月16日から同年4月16日まで

基本測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成24年3月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基 本 測 量 (一 等 磁 気 測 量)	平成23年5月30日から 平成24年2月29日まで	羽咋郡志賀町

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成24年3月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

石川県立学校児童生徒の第1次尿検査業務

(2) 履行期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(3) 業務内容

県立高等学校、県立中学校及び県立特殊学校の幼児、児童及び生徒約26,000人に係る第1次尿検査

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、平成23年度競争入札参加資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当するものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請書の提出期限の翌日から入札の日までのいずれの日においても県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) この公告に示す業務を履行できる経験、知識、能力、技術、手段等を有している者であること。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）である者

イ 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。以下同じ）である者

ウ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札参加資格の確認手続等

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係書類等を添えて提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、(1)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

ア 提出期間 平成24年3月16日（金）から同月22日（木）まで（石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第16号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

イ 提出時間 午前9時から午後5時まで

ウ 提出場所 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県教育委員会事務局スポーツ健康課

エ 提出方法 持参により提出すること。

(2) 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成24年3月23日（金）までに入札参加資格確認結果通知書を郵送して行う。

4 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付

(1) 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問い合わせ先

〒920 - 8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎18階

石川県教育委員会事務局スポーツ健康課

電話番号 076 - 225 - 1851（内線5675） F A X 076 - 225 - 1854

(2) 交付期間

平成24年3月16日（金）から同月22日（木）まで（県の休日を除く。）

(3) 交付時間

午前9時から午後5時まで

5 入札の日時及び場所

(1) 日時 平成24年3月26日（月）午後1時30分

(2) 場所 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎18階 打合せ室1

6 入札方法

入札金額は、1(1)の業務の1人当たりの手数料の額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した額をもって落札価格とするので、入札は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札

書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札に参加する者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札に参加する者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。
- (4) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5 に定める入札の日時及び場所に集合すること。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

12 その他

詳細は、入札説明書による。

教 育 委 員 会

石川県立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則をここに公布する。

平成二十四年三月十六日

石 川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第一号

石川県立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則

石川県立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則（平成十八年石川県教育委員会規則第二号）の全部を改正する。

(目的)

第一条 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四十条の規定に基づき石川県立学校（大学を除く。）に勤務する教職員（教育職給料表の適用を受ける者に限る。以下「教職員」という。）の勤務成績の評定（以下「勤務評定」という。）について定めることを目的とする。

(勤務評定の方法)

第二条 勤務評定は、能力評価（教職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。）及び業績評価（教職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。）によって行う。

(勤務評定実施の除外)

第三条 勤務評定は、次に掲げる教職員には実施しない。

- 一 非常勤職員（石川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が定める短時間勤務職員を除く。）及び臨時的に任用された職員
- 二 前号に掲げる職員のほか、教育長が定める者

(勤務評定の評価者)

第四条 勤務評定の評定を行う者（以下「評価者」という。）は、勤務評定を受ける者（以下「被評価者」という。）の職位等に応じ、次のとおりとする。

被 評 価 者	一 次 評 価 者	一 次 評 価 者
校長	教育長の指定する者	
副校長、教頭及び部主任	校長	教育長の指定する者

校長、副校長、教頭及び 部主事以外の教職員	副校長又は教頭	校長
--------------------------	---------	----

(勤務評定の実施)

第五条 勤務評定は、毎年二回実施するものとする。

- 2 前項の規定による勤務評定の期間(次項において「評価期間」といふ)は、四月一日から九月三十日まで及び十月一日から翌年三月三十一日までの各期間とする。
- 3 前二項の規定及び第二条の規定にかかわらず、条件附採用期間中の教職員については、当該教職員の条件附採用期間を評価期間とし、能力評価のみを実施するものとする。

(勤務評定の開示)

第六条 勤務評定の結果(教育長が定めるものに限る)は、被評価者に対し開示するものとする。ただし、開示を希望しない者(教育長が定める者を除く)については、この限りでない。

(評価者による指導及び助言)

第七条 評価者は、勤務評定を行った後に、被評価者に対し勤務評定の結果及びその根拠となる事実に基づき指導及び助言を行うものとする。

(勤務評定実施の特例)

第八条 教育長は、長期にわたる休暇、休職、停職その他の事由により、公正な評定を行うことができないと認められる教職員については、第五条の規定による勤務評定を実施しないことができる。

(報告等)

第九条 評価者は、教育長の定めるところにより、勤務評定実施後速やかに、勤務評定の記録を石川県教育委員会(次項において「県教育委員会」といふ)に提出しなければならない。

- 2 県教育委員会は、評定の内容を確認し、必要と認める場合には、評定の内容について調整を行うものとする。
- 3 前項の調整を行う者は、教育長が指定する。

(苦情への対応)

第十条 教育長は、勤務評定に対する教職員の苦情に対応するため、苦情処理の仕組みを設けるものとする。

(委任)

第十一条 この規則に定めるもののほか、勤務評定の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第六条及び第十条の規定は、別に規則で定める日から施行する。
- 2 この規則による改正前の石川県立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則に基づき作成された業績評価書は、この規則による勤務評定の記録が作成されるまでの間、当該教職員の勤務成績を示すものとする。

石川県市町立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則をここに公布する。

平成二十四年三月十六日

石 川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第二号

石川県市町立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則

石川県市町立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則(平成十八年石川県教育委員会規則第三号)の全部を改正する。

(目的)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十二年法律第百六十二号)第四十六条の規定に基づき市町教育委員会が行う市町村立学校職員給与負担法(昭和三十二年法律第百三十五号)第一条に規定する職員(以下「教職員」といふ)の勤務成績の評定(以下「勤務評定」といふ)について定めることを目的とする。

(勤務評定の方法)

第二条 勤務評定は、能力評価(教職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価をいふ)及び業績評価(教職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務

成績の評価をいづ。) によりて行つて。

(勤務評定実施の除外)

第三條 勤務評定は、次に掲げる教職員には実施しない。

- 一 非常勤職員(石川県教育委員会教育長(以下「教育長」といふ。)が定める短時間勤務職員を除く。)及び臨時的に任用された職員
- 二 前号に掲げる職員のほか、教育長が定める者

(勤務評定の評価者)

第四條 勤務評定の評定を行つる者(以下「評価者」といふ。)は、勤務評定を受ける者(以下「被評価者」といふ。)の職位等に応じ、次のとおりとする。

被 評 価 者	一 次 評 価 者	二 次 評 価 者
校長	市町教育委員会教育長(以下「市町教育長」といふ。)の指定する者	
副校長及び教頭	校長	市町教育長の指定する者
校長、副校長及び教頭以外の教職員	副校長又は教頭	校長

(勤務評定の実施)

第五條 勤務評定は、毎年二回実施するものとする。

- 2 前項の規定による勤務評定の期間(次項において「評価期間」といふ。)は、四月一日から九月三十日まで及び十月一日から翌年三月三十一日までの各期間とする。
- 3 前二項の規定及び第二條の規定にかかわらず、条件附採用期間中の教職員については、当該教職員の条件附採用期間を評価期間とし、能力評価のみを実施するものとする。

(勤務評定の開示)

第六條 勤務評定の結果(教育長が定めるものに限る。)は、被評価者に対し開示するものとする。ただし、開示を希望しない者(教育長が定める者を除く。)については、この限りでない。

(評価者による指導及び助言)

第七條 評価者は、勤務評定を行つた後に、被評価者に対し勤務評定の結果及びその根拠となる事実に基づき指導及び助言を行つるものとする。

(勤務評定実施の特例)

第八條 教育長は、長期にわたる休暇、休職、停職その他の事由により、公正な評定を行つることができないと認められる教職員については、第五條の規定による勤務評定を実施しないことができる。

(報告等)

第九條 評価者は、教育長の定めるところにより、勤務評定実施後速やかに、勤務評定の記録を市町教育委員会に提出しなければならない。

- 2 市町教育委員会は、評定の内容を確認し、必要と認める場合には、評定の内容について調整を行つるものとする。
- 3 前項の調整を行つる者は、市町教育長が指定する。
- 4 市町教育委員会は、教育長の定めるところにより、勤務評定実施後直ちに、勤務評定の結果を石川県教育委員会に報告しなければならない。

(苦情への対応)

第十條 市町教育長は、勤務評定に対する教職員の苦情に対応するため、苦情処理の仕組みを設けるものとする。

(委任)

第十一條 この規則に定めるもののほか、勤務評定の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第六條及び第十條の規定は、別に規則で定める日から施行する。
- 2 この規則による改正前の石川県市町立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則に基づき作成された業績評価書は、この規則による勤務評定の記録が作成されるまでの間、当該教職員の勤務成績を示すものとする。

